

平成 28 年 3 月 25 日
電力取引監視等委員会

卸電力取引所の業務規程の認可に関する 意見聴取について回答しました

本日、電力取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた卸電力取引所の業務規程の認可に関する審査を行い、電気事業法第 6 章の規定による卸電力取引所の指定等に係る審査基準等第 1. 2 に規定する基準に適合することを回答いたしました。

1. 概要

小売全面自由化に伴い、卸電力取引市場を経由した取引が大幅に増加することが予想されます。このような状況において、電気の利用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るためには、経済産業大臣が卸電力取引市場における価格形成や市場運営の状況等を適切に把握し、問題がある場合にはこれを是正し得る環境を整備することが必要であるため、一昨年成立した改正電気事業法において、卸電力取引所に関する規定(第 6 章:第 97 条～第 99 条の 12)を新設しております。

本年 4 月の第 2 弾改正電気事業法の施行に先立ち、平成 28 年 3 月 11 日付けで、一般社団法人日本卸電力取引所より経済産業大臣宛に卸電力取引所の指定申請が行われ、当委員会からの回答を踏まえて、平成 28 年 3 月 22 日付けで一般社団法人日本卸電力取引所を卸電力取引所として指定することが決定されました。

これを受けて、一般社団法人日本卸電力取引所より経済産業大臣宛に、業務規程の認可申請が行われました。卸電力取引所の業務規程の認可に関しては、経済産業大臣は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)第 1 条の規定による改正後の電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 66 条の 10 第 1 項第 5 号により当委員会の意見聴取事項とされているところ、平成 28 年 3 月 22 日付けで経済産業大臣から当委員会へ意見の求めがありました。

本日、かかる業務規程の認可申請について、当委員会において審査を行ったところ、「電気事業法第 6 章の規定による卸電力取引所の指定等に係る審査基準等」(平成 28 年 3 月 10 日付け 20160310 資第 19 号)第 1. 2 に規定する基準に適合すると判断したため、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

卸電力取引所の業務規程の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力取引監視等委員会事務局
取引監視課長 新川
卸取引監視室長 田邊
担当者:安藤、石澤、疋田
電話:03-3501-1511(内線 4381~4)
03-3501-1552(直通)